

## 定 款

ビジネス・ワンホールディングス株式会社

改訂日 平成20年 6月27日  
改訂日 平成21年 6月26日  
改訂日 平成23年 6月29日  
改訂日 平成26年 4月 1日  
改訂日 平成28年10月24日  
改訂日 令和 4年 6月27日

# ビジネス・ワンホールディングス株式会社 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、ビジネス・ワンホールディングス株式会社と称し、英文ではBusiness One Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次に掲げる事業

1. パッケージソフトウェアの自社開発、販売、保守ならびに付帯する業務
2. 情報処理に関するソフトウェアおよびハードウェアの販売ならびに付帯する業務
3. 情報処理に関するシステムの受託開発ならびに付帯する業務
4. 通信機器の販売・保守
5. 通信情報処理制御、計測、放送に関するシステム機器の部品の製造および販売
6. 情報処理に関する技術者の人材派遣業
7. 労働者派遣事業
8. 金銭貸付業
9. 信用保証および信用調査に関する業務
10. クレジットカード業
11. 金銭債権、有価証券および信託受益権の保有および売買
12. 総合リース業
13. 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
14. 信託契約代理業に関する業務
15. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介などの取引に関する業務
16. 建物総合維持管理業務請負
17. 保安警備業務請負
18. 建築物の各種設備機器の点検、保守、管理および修理の業務
19. 建物の調査、診断改修工事の立案および作成
20. 営繕工事請負
21. 駐車場の経営、業務管理
22. 住宅の建設その他各種建設工事の設計、施工、監理
23. 各種土木建設工事の請負、設計、施工ならびに監理
24. 広告代理店業務
25. 環境衛生管理用品、煙草、酒類、食品の販売
26. スポーツ、飲食、文化、娯楽、美容、医療、福祉および研修教育等の各種施設・設

- 備の経営および関連する役務提供
27. ホテルおよび旅館等の宿泊施設の経営
  28. 食料品、衣料品、小物装飾品、健康機器、レジヤー用品および家庭用雑貨品の販売ならびに受託販売
  29. 医薬品、計量器の販売
  30. 経営および財務コンサルタント業務
  31. 整骨院、鍼灸院およびマッサージ院の経営
- (2) 前号に掲げる各業務を営む会社、組合、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること
- (3) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、16,568,800株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集の時期および議決権)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

②前項の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記録された株主とする。

③株主総会は、本店所在地のほか東京都各区内のいずれかにおいて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関しては、法令および本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定めのある事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

### (剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (中間配当)

第42条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

### (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第14条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。

②本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

本書は、当会社の現行定款と相違ありません。

令和4年6月27日

ビジネス・ワンホールディングス株式会社

代表取締役 尾崎 朝樹